

第1部

計画の策定にあたって

第1章 計画策定の経緯と趣旨

1 策定の経緯

太宰府市では、平成2年に「太宰府市環境基本条例^{※1}」を他市に先がけて制定しました。平成6年には、同条例に基づく「太宰府市環境管理計画」（第一次計画）を、国の第一次環境基本計画とほぼ時を同じくして策定し、市民、事業者、行政の力をあわせた環境まちづくり^{※2}に先進的に取り組みはじめました。これに続いて平成13年には「太宰府市第2次環境基本計画」（第二次計画）を策定しましたが、計画期間が平成22年度までであるため、今回、「第三次太宰府市環境基本計画」として改訂を行うものです。

2 策定の趣旨

自治体の環境まちづくりについては、地球温暖化^{※3}問題の一層の深刻化と対策のための新たな国際的枠組み構築への動き、我が国における人口減少時代のはじまりなど、近年の社会経済状況の激変に対応する必要があります。この計画は、そのような新たな状況に応じた太宰府市の環境まちづくりの取組方針を定めるものです。

また、本市で進めている景観・歴史まちづくりの取組を環境保全の観点から整理し、「環境」と「景観・歴史」について総合的な取組を図るため策定するものです。

※1：太宰府市環境基本条例 環境に関する基本的施策を定め、総合的に推進して、現在と将来の市民生活における良好な環境の保全・創造を図り、市民福祉を増進させることを目的として平成2年（1990年）に制定された条例（平成13年（2001年）に全面改正）。

※2：環境まちづくり 各主体の協働によって環境保全・創造の取組を積極的に実施し、魅力ある、持続可能な地域社会を形成すること。

※3：地球温暖化 温室効果ガスの濃度の増加により、大気や地表にとどまる熱が増え、地球の気温が上昇していくこと。温室効果ガスは、大気中に微量に存在する二酸化炭素（CO₂）などであり、太陽光線は透過するが、地表面から宇宙へ熱として放射する赤外線の一部を吸収し、再び地表面に放射することにより、地球の温度のバランスを保っている。

■太宰府市環境関連年表（概要）

ことごと	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
環境基本条例	●制定											●全面改正									
環境基本計画						●第一次計画策定						●第二次計画策定									
まるごと博物館基本計画												●策定									
文化財保存活用計画																●策定					
歴史的風致維持向上計画																					●策定
景観まちづくり計画、景観計画																					●策定
市民遺産活用推進計画																					●策定
残したい“日本の音風景100選” ^{※1}								●「観世音寺の鐘」が選定される													
かおり風景100選 ^{※2}													●「太宰府天満宮の梅林とクスノキの森」が選定される								
緑の総理大臣表彰 ^{※3}																●受賞					
日本100名城 ^{※4}																		●「大野城」が選定される			

※1：残したい“日本の音風景100選” 平成8年（1996年）、環境省が「全国各地で人々が地域のシンボルとして大切に、将来に残していきたいと願っている音の間こえる環境（音風景）であり、音環境を保全する上で特に意義があると認められるもの」として選定したもの。

※2：かおり風景100選 平成13年（2001年）、環境省が「良好なかおりとその源となる自然や文化（かおり環境）を保全・創出しようとする地域の取組み」を支援する一環として、かおり環境として特に優れたものを認定したもの。

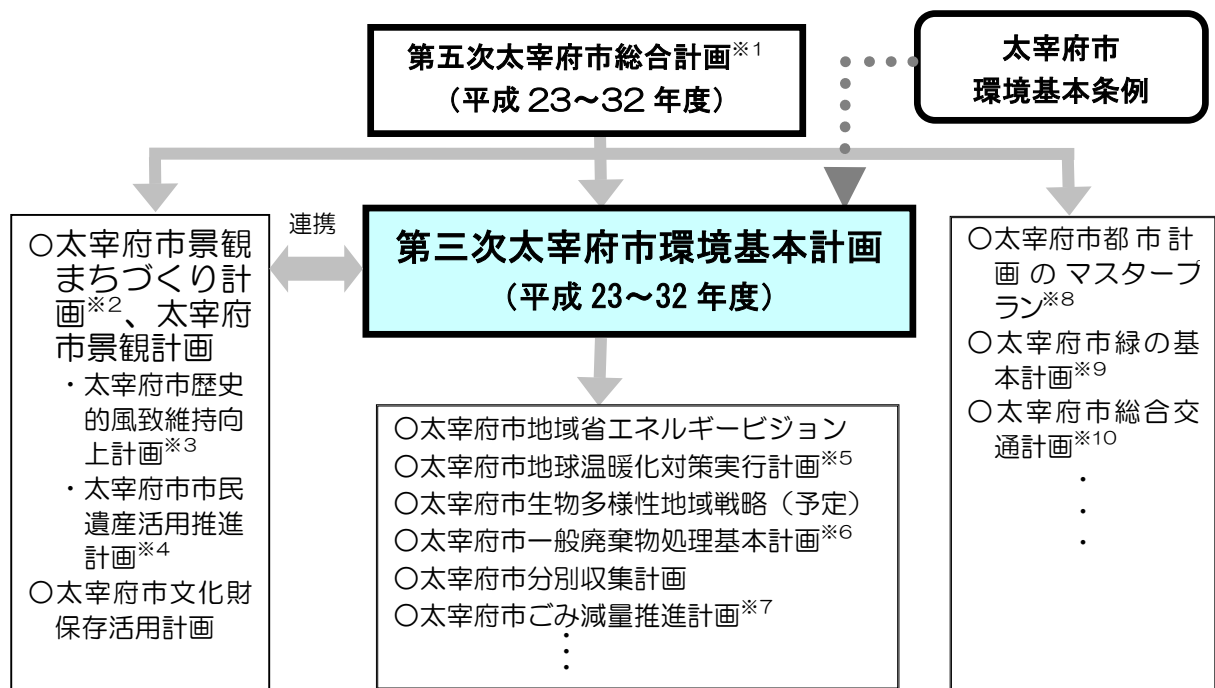
※3：緑の総理大臣表彰 正式名称は「緑化推進運動功労者 内閣総理大臣表彰」。緑化推進の実施において顕著な功績のあった個人、団体に対し、内閣総理大臣が毎年表彰を行っているもの。昭和59年（1984年）から実施されており、太宰府市は第21回の受賞者。

※4：日本100名城 財団法人日本城郭協会が日本国内の名城と呼ばれる城郭を公募し、歴史や建築の専門家などが、観光地としての知名度や文化財や歴史上の重要性、復元の正確性などを基準に審査の上選定して、平成18年（2006年）に発表したもの。

第2章 計画の枠組み

1 計画の位置づけ

本計画は、平成2年2月26日に制定した太宰府市環境基本条例に基づくものです。また、市の最上位計画である「第五次太宰府市総合計画」を環境面から具現化するとともに、環境の総合計画として、景観・歴史まちづくり計画など市の関連計画を環境面から補完し、太宰府の良好な環境づくりを幅広い立場から総合化するものです。



■環境基本計画の位置づけ

※1：第五次太宰府市総合計画 本市の目標とする将来像を明らかにし、その実現のために施策の柱を設定するとともに、施策展開の全般にわたる基本的方向を示す、市政運営の最も基本となる総合的かつ計画的なまちづくりの指針となる計画。

※2：太宰府市景観まちづくり計画 景観まちづくりに関する基本的な考え方、今後取り組むべき景観施策および市民、事業者、行政との協働による景観形成の進め方を定めた計画。

※3：太宰府市歴史的風致維持向上計画 太宰府市固有の歴史および伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史的な市街地とが一体となって形成している良好な市街地の環境の維持および向上を図るための計画。

※4：太宰府市市民遺産活用推進計画 市民や地域または市が伝えたい太宰府固有の文化遺産で、これらを保存活用することにより、後世につなげていきたいという市民活動である「太宰府市民遺産」の計画的な認定、保存および育成の推進のため策定する計画。

※5：太宰府市地球温暖化対策実行計画 市自らが大規模な事業者、消費者であるという視点に立ち、温室効果ガスの削減目標や具体的な取組項目を定め、市自らが率先して行動することにより、市民や事業者による自主的な取組みを促進し、地球温暖化防止に寄与することを目的とした計画。

※6：太宰府市一般廃棄物処理基本計画 太宰府市内で排出されるごみならびにし尿、生活雑排水の管理および適正な処理を行うための計画。

※7：太宰府市ごみ減量推進計画 太宰府市におけるごみ減量を総合的に進めていくための計画。

2 計画の対象地域と対象範囲

(1) 対象地域

太宰府市全域とします。

(2) 対象範囲

- 生活環境・循環 : 大気、水、土壌、廃棄物、有害化学物質など
- 自然環境 : 貴重な自然、身近な自然、生物多様性^{※1}、自然とのふれあい
- 都市環境 : 身近な緑地・親水空間、都市空間、景観など
- 歴史的・文化的環境 : 歴史的風土、文化財、伝統文化など
- 地球環境 : 地球温暖化対策、省エネルギー^{※2}、新エネルギー^{※3}

※以上のような環境項目のほか、「学習」「協働」といった環境まちづくりの担い手が行う行為も対象範囲とします。

3 計画の期間

平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 箇年とします。ただし、環境問題の動向や社会状況の変化に合わせて、適宜見直しを行います。

(前頁分)

-
- ※8 : **太宰府市都市計画のマスタープラン** 都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の通称。本市の望ましい将来像や土地利用の方向性、各地域ごとのあるべき市街地像等、都市計画の基本方針を定めた計画。
 - ※9 : **太宰府市緑の基本計画** 都市緑地法に基づく「緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画」の通称。市町村が主として都市計画区域内を対象として、緑地の保全および緑化の推進に関して定める計画。
 - ※10 : **太宰府市総合交通計画** 本市の都市計画、環境基本計画、観光振興計画等との整合を踏まえた上で、太宰府市全体の交通政策に関する指針として定めた計画。
-

- ※1 : **生物多様性** 地域に固有の自然があり、それぞれに特有の生きものがいること。そして、それぞれがつながっていること。生態系の多様性、生物種の多様性、種内の遺伝子の多様性の三つを合わせていう。
- ※2 : **省エネルギー** 石油や電力などのエネルギーを効率的に使用したり、余分なエネルギー消費を抑えたりすることによって、エネルギー消費量を削減すること。
- ※3 : **新エネルギー** 自然エネルギーなど化石燃料によらないエネルギーのこと。太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、温度差エネルギー、廃棄物発電、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、雪氷熱利用、クリーンエネルギー自動車、天然ガスコージェネレーション、燃料電池がある。

第3章 計画策定の考え方

1 古代の人々、将来世代の人々と環境を共有する

太宰府市特有の「古代からの歴史と環境の連続性」を大切にしている視点を持ちます。市民が、山、川、歴史などとのふれあいを通じて古代の人々とのつながりを感じることができ、悠久の歴史の中に自らも身を置いているという豊かな実感に日々包まれながら暮らしていけるような環境まちづくりを進めます。

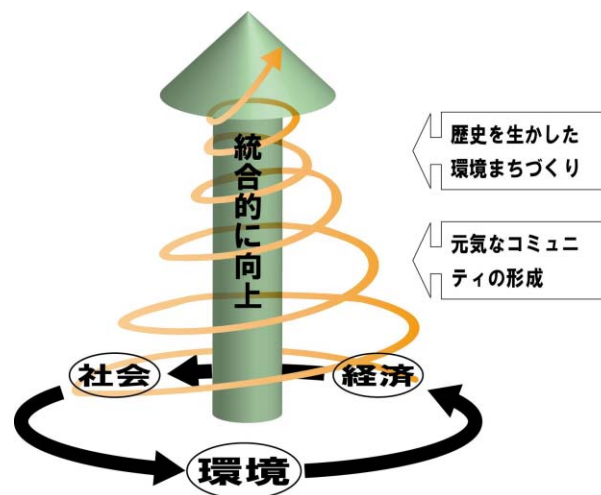
また、未来に向けた時間軸については、持続可能な社会づくりのために百年後の市民に環境の恵みを継承するという視点を持ちます。地球温暖化などの問題はすぐに解決できるものではありませんが、「気候変動を防ぐためには数世紀かかるので今から取り組む」という考えにたって環境保全・創造の取組を進めます。

このように、古代の人々、将来世代の人々の双方と環境を共有し、この太宰府でともに生きるという考え方で臨みます。

2 環境、経済、社会の三つをともに向上させる

「環境」の枠内だけで取組を行うのではなく、「環境、経済、社会」の三つを統合的に向上させるという視点を持ちます。

環境と経済との統合的向上としては、「歴史を生かした環境まちづくり」などを視野に入れ、環境と社会の統合的向上としては、環境まちづくりを通じた「元気なコミュニティの形成」等を考えます。



■「環境、経済、社会」の三つの統合的向上の概念

3 広域圏での環境保全を図る

「循環」、「生物多様性保全」、「景観まちづくり」などにおいて、周辺自治体とともに取組を進める視点を持ちます。

「循環」分野においては、太宰府市におけるモノや廃棄物の循環は単独では成り立たないことから、福岡都市圏南部の各自治体と連携した地域循環圏^{※1}の形成が必要です。このような広域的な視点からの取組を進めます。

※1：地域循環圏 地域特性や循環資源の性質に応じて最適な規模の循環を形成するため、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、循環が困難なものについては循環の環を広域化させていくという考え方。

「生物多様性保全」と「景観まちづくり」においても、生態系^{※1}や景観は、市の境界で分断されるものではなく、山林・農地・河川・まちなみなどによって市域を越えて連続的に広がっていくことから、流域単位など広域的な視野での取組を進めます。

また、観光振興などによる地域活性化についても広域的な視点を持ちます。

4 市民生活の質の向上を環境面から実現する

市民生活の質（クオリティ・オブ・ライフ（Quality of Life：略語QOL））とは、人が人間らしい生活を送り「幸福」を感じる尺度のことで、居住地域における住宅環境、交通、生活利便性、安全・安心、みどりと水、身心の健康、コミュニティ、教育、レクリエーションなどさまざまな要素によって決まるものです。本計画では、市民生活の質の向上を環境面から実現することを、重要な考え方の一つとして掲げます。

そのために、大気や水の状態を健全に保ち、みどりや水に関する快適性を増すなどの環境面からの取組を行うとともに、他分野の施策と連携して総合的に市民生活の質の向上に取り組みます。

5 地域環境力を高める

地域環境力とは、地域にある環境要素を各主体が的確に把握するとともに、地域が一つの方向性（目標）を共有して、各主体がより良い環境、より良い地域を創っていかうとする意識・能力が高まることで得られる「地域全体としての取組意識・能力の高まり」をいいます。本計画では、地域環境力を高めていくことを重要な考え方の一つとして掲げます。

地域環境力を高めるために、まず、四王寺山・宝満山や御笠川などの太宰府らしい自然、歴史、景観などを、市民によって再発見し、それらが持つ潜在力を掘り下げるための環境教育・学習の推進を重視します。さらに、太宰府市固有の環境要素を、目標を共有した多様な主体の力によって守りあるいは磨き上げていくため、市民、自治会、NPO^{※2}法人・ボランティア団体等^{※3}（以下「NPO・ボランティア」という。）、学校、事業者などの環境保全活動の活性化に総合的、戦略的に取り組んでいきます。

※1：生態系 ある地域に生息・生育する動植物、水や日光等の無機質な条件、それらの関係を含むシステムのこと。

※2：NPO Non Profit Organization の略称。福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力などさまざまな分野で社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。NPOのうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人は、「特定非営利活動法人」と呼ばれる。

※3：ボランティア団体等 ボランティア活動を実施する団体はもちろんのこと、まちづくりを進めるうえで欠かせない個人によるボランティアも含むもの。ボランティア活動は、古典的な定義では自発(自主)性、無償(無給)性、利他(社会、公共、公益)性に基づく活動とされているが、今日ではこれらに先駆(先見、創造、開拓)性を加えた四つをボランティア活動の柱とする場合が一般的となっている。日本においては、阪神淡路大震災からの復旧に多くのボランティアが携わり、広く認知されるようになった。

